

令和6年度 後期高齢者医療制度保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度保険料率は、2年ごとに改定を行うこととなっており、令和6年度および令和7年度の保険料率が下記のとおり決定しました。(保険料率は徳島県内一律です)

保険料 =

【所得割額】

被保険者が所得に応じて負担します。
 (前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)
 × 所得割率10.55% (※)
 ※令和6年度のみ経過措置として
 (前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)が
 58万円以下の方については×所得割率9.85%



【均等割額】

被保険者が等しく負担します。
 56,311円

保険料(年額)の上限は80万円(※)です。
 (※令和6年度のみ経過措置として、昭和24年3月31日以前に生まれた方および令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方の上限額は73万円です)

後期高齢者医療保険料 軽減制度

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、「均等割額」が軽減されます。5割軽減と2割軽減の軽減基準が下記のとおり改正されました。

現行軽減判定基準		令和6年度軽減判定基準	
軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計
7割	43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	7割 (改正なし)	43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合
5割	43万円+(29万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	5割	43万円+(29.5万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合
2割	43万円+(53.5万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	2割	43万円+(54.5万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合

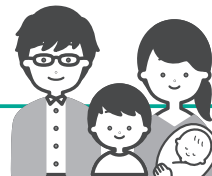
問 市税務課 諸税担当(市役所1階) ☎32・3845 / FAX33・3401
 ✉shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

就職や退職、結婚などによる国民年金種別変更は届出が必要です

届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに!

■ 種別が変わるときは届出が必要です

現種別	種別が変わる事由	届出先
第1号	就職して厚生年金または共済組合に加入した	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	
第2号	転職して自営業になった(被扶養配偶者も第1号被保険者になります。)	市役所 (保険年金課)
	会社を退職して、自営業者の配偶者になった	配偶者の勤務先
	会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった	
第3号	配偶者が会社を退職した	市役所 (保険年金課)
	会社員の配偶者と離婚した	
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	配偶者が亡くなった	勤務先
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	
配偶者が転職した	配偶者の勤務先	



国民年金の加入者は 3種別に分けられます

- **第1号被保険者**
自営業、学生など(第2号・第3号被保険者以外の方)
- **第2号被保険者**
会社員などの厚生年金保険・共済組合などの加入者
- **第3号被保険者**
会社員など(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

問 市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
 ✉hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

問 〓 お問い合わせ先



2024年(令和6年)4月5日
 広報こまつま

小松島市役所 代表☎32・2111 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
 電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。